

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

名張市長 北川 裕之

| | |
|-------------------|----------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 名張市 (242080) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 赤目町相楽区 (相楽) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 6年 6月 9日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

家族経営の農業者による農業経営が行われてきたが、農業者の高齢化が進み、地区内での耕作者が減少し、多くを農業法人へ委託している。耕作者の減少による農地の日々の管理、また、鳥獣被害の深刻化が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存の担い手に加え、青年就農者や地区外の農業者・法人等、新たな担い手を確保し、農地を集約・集積し、地域と担い手が一体となって集落内の農地を維持管理していく体制の構築が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 22.7 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 22.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手への集積を目標とし、集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については農地中間管理機構を通じて行っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

長屋池の耐震工事の実施を優先に老朽化したものに対して随時更新を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

既存の担い手を中心に地域の担い手への委託により合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨その他 | | |

【選択した上記の取組方針】

①補助制度を活用して鳥獣対策として防護柵の設置を随時行っていく。既存の防護柵については、補修・定期的な見回りを行い維持管理を行っていく。